

福井県報

号外第30号

令和7年
3月31日(月)

火曜日発行

— 目 次 —

告 示

- 鳥獣保護管理事業計画の変更（124・自然環境課）……………1
- 第二種特定鳥獣管理計画の策定（125・同）……………1
- 道路の供用の開始（126～128・道路保全課）……………1
- 道路の区域の変更（129～131・同）……………2

告 示

福井県告示第124号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第4条第1項の規定により第13次鳥獣保護管理事業計画を変更したので、同条第5項の規定によりこれを公表する。

なお、当該計画を次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

- 1 縦覧に供する書類
福井県第13次鳥獣保護管理事業計画書（変更）
- 2 縦覧期間
告示の日から4週間
- 3 縦覧の場所
福井県エネルギー環境部自然環境課、福井県各農林総合事務所および福井県嶺南振興局

福井県告示第125号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条の2第1項の規定により福井県第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）を策定したので、同条第3項で準用する同法第4条第5項の規定によりこれを公表する。

なお、当該計画を次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

- 1 縦覧に供する書類
福井県第二種特定鳥獣管理計画（ツキノワグマ）
- 2 縦覧期間
告示の日から4週間
- 3 縦覧の場所
福井県エネルギー環境部自然環境課、福井県各農林総合事務所および福井県嶺南振興局

福井県告示第126号

一般国道162号の下記区間において、道路拡幅工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および敦賀土木事務所において、令和7年3月31日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道	162号	三方上中郡若狭町成出1号藤ヶ崎4番8から	令和7年 3月31日
		三方上中郡若狭町成出1号藤ヶ崎4番8まで	
		三方上中郡若狭町成出1号藤ヶ崎4番7から	
		三方上中郡若狭町成出1号藤ヶ崎4番7まで	

福井県告示第127号

主要地方道上中田烏線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および小浜土木事務所において、令和7年3月31日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
主要地方道	上中田烏線	三方上中郡若狭町下タ中20号友金18番3から 三方上中郡若狭町下タ中18号小溝19番まで	令和7年 3月31日

福井県告示第128号

一般県道東郷麻生津線の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の

とおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および福井土木事務所において、令和7年3月31日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般県道	東郷麻生津線	福井市下細江町4字五反田4番4から 福井市上河北町8字湯類田4番6まで	令和7年 3月31日

福井県告示第129号

一般国道417号の下記区間において、除雪基地設置に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和7年3月31日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

道路種類	路線名	新旧別	区間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般国道	417号	新	今立郡池田町月ヶ瀬13字狭間10番から 今立郡池田町月ヶ瀬13字狭間10番まで	18.2 ~ 23.7	44.0
		旧	今立郡池田町月ヶ瀬13字狭間10番地先から 今立郡池田町月ヶ瀬13字狭間10番地先まで	9.5 ~ 9.6	44.0

福井県告示第130号

一般県道山櫛林線の下記区間において、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および敦賀土木事務所において、令和7年3月31日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)
一般県道	山櫛林線	新	敦賀市櫛林5号下崩レ1番9から 敦賀市櫛林3号神主前5番1地先まで	12.1 ～ 14.4	286.8
		旧	敦賀市櫛林5号下崩レ1番9から 敦賀市櫛林3号神主前5番1地先まで	12.1 ～ 14.4	286.8
		旧	敦賀市櫛林4号新与田2番2から 敦賀市苜生野104号外鳥居28番10まで	12.0 ～ 21.0	311.0

福井県告示第131号

主要地方道上中田烏線の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、これを表示した図面は、福井県庁および小浜土木事務所において、令和7年3月31日から20日間一般の縦覧に供する。

令和7年3月31日

福井県知事 杉本 達治

道路種別	路線名	新旧別	区 間	幅員 (単位: メートル)	延長 (単位: メートル)

主要地方道	上中田烏線	新	三方上中郡若狭町下々中25号三反田14番3から 三方上中郡若狭町下々中18号小溝19番まで	14.4 ～ 16.6	681.7
		旧	三方上中郡若狭町下々中25号三反田14番2から 三方上中郡若狭町下々中18号小溝17番2まで	6.9 ～ 7.1	681.7

